

2

中小企業特別融資利子補給

▶ 制度の内容など

中小企業の事業活動を支援するため、登別市中小企業特別融資制度の小口事業・団体事業（設立後3年未満の団体）・新分野進出支援の各資金を利用した方の借入金の利子（一部）を補給する制度です

▶ 利子補給の率

- ・小口事業資金……………年0.40%
- ・団体事業資金……………年1.50%
- ・新分野進出支援資金…年0.70%



3

起業化支援事業補助

▶ 制度の内容など

市内において、地域の資源や技術を活用した新たな地場製品の創出、新たな技術の事業化、新たなサービスの提供などを行う起業家の事業を支援する制度です

▶ 補助対象者

市長が定める機関の評価をもとに、市長が適当と認定した事業計画を市内で行う個人や中小企業者など

▶ 補助対象経費

事務拠点開設費、商品化推進費、販路開拓費などのうち市長が必要かつ適当と認めるもの

▶ 補助率 補助対象経費の2分の1以内

▶ 補助金の限度額 300万円

▶ 補助対象期間 2年以内



4

新産業創造活動事業補助

▶ 制度の内容など

中小企業者などで組織する組合や団体などが、新技術・新製品・新サービスを創出するために、行う研究・技術開発などの取り組みに必要な経費（一部）を補助する制度です

▶ 補助対象者

- ①任意グループ（3者以上で組織し、構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成）
- ②中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体
- ③法令に定める公益法人
- ④特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人

▶ 補助対象経費

旅費、謝金、原材料費、機械設置・工具器具費、委託費などのうち市長が必要かつ適当と認めるもの

▶ 補助率 補助事業に要する経費の2分の1以内

▶ 補助金の限度額 30万円

個人でも利用できます！

登別市空き店舗活用事業補助金

▶ 対象事業

次の要件を満たす個人や法人、団体が、市の指定区域の主要道路に面した空き店舗を利用して小売業や飲食業、サービス業などを行う事業

◎要件

- ・事業計画が2年以上あり、店舗の借り上げ契約が1年以上あること
- ・店舗の属する地区の商店会などの推薦があること
- ・おおむね正午以前に開店し、1日6時間以上、週5日以上営業すること
- ・市税を滞納していないこと



▶ 補助内容

事業を行う部分の店舗賃借料の2分の1以内で月額5万円を限度とし、補助交付開始から12カ月を限度とします。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 商工労政グループ (☎85) 2 1 7 1)